

平成 28 年 3 月 18 日

各 位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 月岡 隆
(コード番号:5019 東証第1部)
問合せ先 経理部IR室長 徳光 孝治
(TEL : 03 - 3213 - 9307)

劣後特約付シンジケートローンによる資金調達のお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 31 日付で、劣後特約付シンジケートローン(以下「本劣後ローン」)による資金調達について金融機関と契約締結することに合意致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本劣後ローンの目的・意義

当社は、国内石油製品需要の継続的な減少を踏まえ、成長市場である海外での事業展開と国内事業競争力強化及び財務体質改善に取り組んで参りました。

しかしながら、厳しさを増す昨今の事業環境に鑑み、当社と昭和シェル石油株式会社は、お互いに経営統合(以下「本経営統合」)が必要と判断するに至り、本経営統合に向け、当社は平成 27 年 7 月 30 日付にてロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシー(本社:オランダ ハーグ、CEO:ベン・ヴァン・ビューデン)の子会社より昭和シェル株式(議決権比率 33.3%)を取得する旨の株式譲渡契約(実行日:平成 28 年度上半期を予定)を締結致しました。また、平成 27 年 11 月 12 日付にて本経営統合に関する基本合意書を締結し、両社間で本経営統合に向けた協議を進めております。

この度、当社は当該昭和シェル株式の取得資金の一部として本劣後ローンによる資金調達を実施することと致しました。

本劣後ローンは、政府系金融機関をはじめとする主要取引銀行を貸付人とし、格付機関により一定の資本性が認められる見通しであることから、株式の希薄化なしに実質的な財務体質を強化することが可能であります。

当社は、本経営統合によるシナジー効果を早期に実現し、安定的な収益をあげる基盤を作り、これを原資として統合新社の強みを生かした成長戦略を加速させて参ります。

2. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債でありながら、利息の強制繰延、超長期の返済期限等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため格付機関(株式会社日本格付研究所)により、格付上、資金調達額の 75% に対して資本性の認定を受けられる見通しであります。

3. 本劣後ローンの概要

- (1) 資金調達総額 1,000 億円
- (2) 契約締結日 平成 28 年 3 月 31 日
- (3) 実行日 昭和シェル石油の株式取得時または取得後の予定
- (4) 借入期間 60 年

ただし、①借入実行日から 5 年を経過した場合、②全貸付人及びエージェントと合意した場合等、当社はその選択により、本劣後ローンの元本の全部または一部を期限前弁済することができます。

(5) リプレースメント条項

当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の12ヶ月間に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図しております。

同資金には昭和シェル石油との経営統合に伴い増加する資本金及び資本剰余金も含まれますが、本経営統合の社会的意義及び経営統合後の財務状況等を総合的に判断し合理的と認められる範囲に限られます。

(6) 適用利率

当初 5 年間は、6 ヶ月円 LIBOR をベースとした変動金利、5 年後以降は年率1.00%ステップアップした変動金利

(7) 利息支払日

実行日より6ヶ月毎の応当日に後払い

(8) 利息に関する制限

① 利息の強制停止

本劣後ローンの利息の支払いは、以下に定める事由の発生により全部または一部が繰り延べられます。

- i) 直近の連結財務諸表において、直前の 2 連続事業年度にわたり、当期純損失を計上した場合(ただし、平成 28 年 3 月期を除きます)、利息の支払いの全部を繰り延べます。
- ii) 直近の連結財務諸表に基づいて計算された期末または第2四半期末のネットデット・エクイティレシオ(借入人の連結財務諸表に基づいて計算される有利子負債から現金及び預金を控除したものを、株主資本合計額で除したもの)が 3.5 を超えた場合、利息の支払いの全部を繰り延べます。
- iii) 上記の他、会社法に定められる分配可能額の金額や、優先株がある場合におけるその配当状況によって、利息の支払いの全部または一部を繰り延べる規定があります。

② 利息の任意停止

当社は、その裁量により本劣後ローンに係る利息の支払い全部または一部を繰り延べることができます。

(9) 劣後条項

- ① 当社に対して清算手続の開始、破産手続の開始の決定、更生手続開始の決定または再生手続開始の決定等がなされた場合、本劣後ローンの貸付人は、本劣後ローン及び同順位劣後債務(当社の劣後債務であって、その利息に係る権利及び償還条件または返済条件並びに当社の清算手続等における支払条件が本劣後ローンと実質的に同じである債務)を除く一切の債務が全額支払われた後に、契約に従って弁済を受けることができます。
- ② 本契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローンの貸付人及び同順位劣後債務の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更することは認められておりません。

(10) 格付機関による本劣後ローンの資本性評価
資本性75% (株式会社日本格付研究所)

(11) 本劣後ローンへの参画投資家(貸付人)

株式会社日本政策投資銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社みずほ銀行

以上